

平成 24 年度 民間事業者における地理空間情報の
提供・流通等に関する調査

報告書

平成 25 年 3 月

国土交通省国土政策局

<概要>

調査検討業務の趣旨

地理空間情報の活用にあたっては、これまで個人情報の保護、データの二次利用等について、平成 22 年 9 月に、行政機関向けの「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」、「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」を策定し、行政機関向けに普及・啓発を行っている。また、新しい地理空間情報活用推進基本計画（平成 24 年 3 月 27 日閣議決定）において、「民間事業者を含む様々な主体における地理空間情報の提供・流通に関する具体的なルール等について検討・整備を行う」ことが謳われている。

一方、地理空間情報の活用推進にあたっては、基盤的な情報を整備・提供する行政機関のみならず、それらの情報に付加価値を与え、国民や企業等に様々なサービスを提供する民間事業者の果たす役割と責任も大きい。特に、スマートフォン等の普及に伴って、GPS 測位や無線 LAN 測位など様々な測位技術や twitter などのソーシャルメディアにより得られた情報等に基づく位置情報サービスが幅広く普及してきており、従来 of 測量制度の枠外で整備、流通する地理空間情報が多くなってきていることや、整備主体が多様化していることから、地理空間情報の品質（精度、鮮度、作成基準など）に関わる課題が大きく顕在化すると考えられる。以上を踏まえると、地理空間情報の整備及び流通の促進に向けた品質の表示や基準等について、在り方を示す必要がある。また、事業活動にとって有用な地理空間情報については、国民的な合意と的確な取扱いルールのもとで、提供、流通が促進され、積極的に活用されていくことが望ましい。

本調査においては、多様な主体による地理空間情報の提供・流通の促進に向けて、地理空間情報の品質に関する品質表示、基準等を定めた品質の取扱いの考え方の策定に向けた検討を行う。具体的には、過年度の調査を踏まえ、多様な主体による地理空間情報の提供・流通に関するユースケースを設定し、求められる品質特性・基準、リスク管理、品質表示等の検討を行い、地理空間情報の提供・流通における品質の取扱いに関する考え方等をまとめる。